

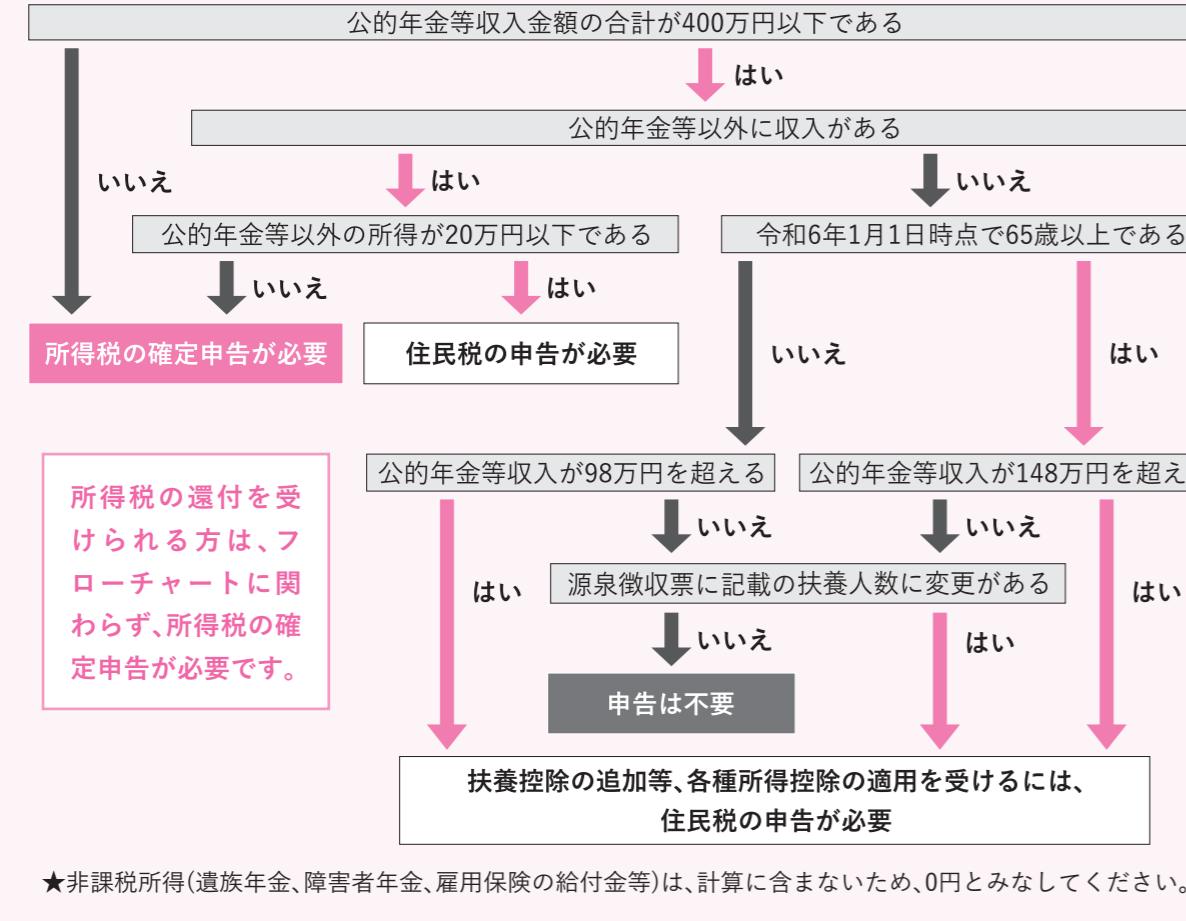
公的年金等を受給されている方の確定申告・住民税申告

住所 (又は居所) 個人番号 第
氏名 令
世帯主の氏名
生年月日 番号
給与 (単位は円) 課税される所得金額 (⑧)
収入金額
公的年金等 ①
業務 ②
その他 ③
問総務財政部税務課(庁舎1階) ☎43-0396

公的年金等の収入金額が400万円以下で、ほかの所得も20万円以下の方は、申告不要制度により、所得税の確定申告は必要ありません。確定申告をしない場合、住民税(市・県民税)は、公的年金等の源泉徴収票に記載された内容のみで計算します。

上記以外の方は、申告期間内に申告が必要です。次のフローチャートを参考にしてください。

フローチャート



令和5年分

所得税・住民税申告

受付期間 2月16日(金)～3月15日(金)
※土曜日、日曜日、祝日を除く

受付時間 9時～15時 ※12時～13時を除く

受付場所 加東市役所2階 201会議室



日本年金機構 から

“源泉徴収票”届きます

令和5年中に公的年金等を受け取られた方に、支払われた年金額や、源泉徴収された所得税額等が記載された「令和5年分 公的年金等の源泉徴収票」が、1月中旬以降に届きます。

この源泉徴収票は、確定申告や住民税申告の書類作成時に必要です。大切に保管してください。

☆遺族年金や障害年金は 非課税所得のため、源泉徴収票は届きません。

❖ 便利なサービス ❖

e-Taxでの確定申告が簡単にできるよう、公的年金等の源泉徴収票を電子データで受け取ることができます。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。



問ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165(ナビダイヤル)

※利用できない場合は、☎03-6700-1165

無収入の方の 住民税の申告を受付け

問総務財政部税務課(庁舎1階) ☎43-0396

令和5年中の収入が無い方に限り、通常の申告よりも早く、個人住民税の申告を受け付けます。

◆受付期間

1月11日(木)～2月15日(木)

※土曜日、日曜日、祝日を除く

◆受付時間

8時30分～17時15分

◆受付場所

加東市役所1階 税務課

◆対象

下記Ⓐ、Ⓑの両方に該当する方

Ⓐ令和5年中の収入が無いまたは非課税所得(遺族年金、障害年金、雇用保険による失業等給付金等)のみの方

Ⓑ国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方または令和6年度所得課税証明書が必要な方

◆必要書類

①マイナンバーが確認できる書類

例マイナンバーカード、個人番号通知書

②顔写真付の本人確認書類

例マイナンバーカード、運転免許証

※代理人が申告する場合は、申告者本人の①、②両方の写しが必要です。

所得税と住民税で課税方式が統一

令和5年分の確定申告から、上場株式等の配当等や、上場株式等の譲渡による所得について、住民税と所得税で異なる課税方式を選択することができます。また、上場株式等にかかる譲渡損失の損益通算、繰越控除の適用要件についても、一致させることになります。

扶養の判定や、国民健康保険税等の算定などへの影響が考えられるため、慎重にご検討ください。

問総務財政部税務課(庁舎1階) ☎43-0396

～社税務署からのお知らせ～
確定申告会場を開設

◆期間 2月16日(金)～3月15日(金)
※土曜日・日曜日・祝日を除く

◆時間 9時～16時

◆場所 社税務署(社51-3)

税務署では、スマートフォンでの電子申告を推奨しています。



※入場するには「入場整理券」が必要です。整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。

※スマートフォンや筆記用具等はご持参ください。

問社税務署 ☎42-0223